

令和 5 年
第 2 回南九州市農業委員会 総会会議録

1. 日 時 令和 5 年 2 月 28 日（火） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市頤娃保健センター

3. 出席委員（ 17 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
会長職務代理	2 番	永山 明美			
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一	
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	11 番 今市 範男
	12 番	本木下 裕一	14 番	月野 貴大	
	15 番	池田 慎	16 番	下之門 信洋	17 番 東垂水美智子
	18 番	雪丸 泰親	19 番	大隣 初美	

4. 欠席委員（ 2 人） 5 番 松永 克生 13 番 宮原 俊郎

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 6 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第 6 議案第 7 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 7 議案第 8 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 8 議案第 9 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 9 議案第 10 号 南九州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の承認について
- 日程第 10 令和 5 年度農業委員会総会等開催計画について

- 日程第 11 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志
農政係長 赤崎 美行
農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。松永委員、宮原委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は 17 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 5 年第 2 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 114 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等

発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、12番 本木下委員、14番 月野委員を指名し、会議書記に赤崎農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日2月28日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。3分～4分でございます。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が4件ございました。貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。耕作者変更によるもの2件、所有者死亡によるもの1件、所有権移転によるもの1件です。地目の内訳は、田6筆 3,668㎡、畑6筆 4,020㎡の合計12筆 7,688㎡で、颯娃地域3件、川辺地域1件です。

続きまして6分～15分でございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が41件ございました。貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

貸人主導によるもの2件、借人主導によるもの39件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが6件となっております。地目の内訳は、田14筆 13,505㎡、畑78筆 92,399㎡、採草放牧地8筆 12,316㎡の合計100筆 118,220㎡で、颯娃地域21件、知覧地域9件、川辺地域11件です。

なお、各分一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は17 頁からになります。今回は、新規認定9 件、再認定15 件であります。一覧表18 頁の上から5 人までが、遡り認定の再認定でありますので、その5 人の方につきましては再認定の欄に記載がしてあり、新規認定個別表は、19 頁からになります。

整理番号1， 頤娃町〇〇の株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。現在キャベツ等の露地野菜の経営を行っていますがキャベツ，人参を規模拡大し，新たにゴボウの栽培をはじめたい考えです。

次に，整理番号2 番，川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在，クルクマ，シキミの経営を行っていますが，シキミを60 a にし，経営の安定に努めたい考えです。

次に，整理番号3， 頤娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在，甘藷を主に経営を行っていますが，今後は，甘藷は現状のままで，オクラをハウス及び露地栽培で行いたい考えです。

次に，整理番号4 番，知覧町〇〇の株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんです。現在，茶，茶の種苗の経営を行っていますが，今後は茶を600 a にし，経営の安定に努めたい考えで，経営改善目標等につきましては，資料で確認をお願い致します。

また，再認定15 件と遡り再認定の5 件の個別表は，資料の21 頁からとなりますので，お目通しをお願い致します。

以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 次に、日程第5 議案第6号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。東垂水美智子委員お願いします。

東垂水美智子委員

報告いたします。26 分の審議番号1 番です。関連資料は27 分から31 分になります。

申請人は、指宿市の〇〇〇〇さんで、申請地は、頴娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 2,217 ㎡で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、指宿地区で農産物の生産、販売を行う農業者であり、頴娃地域の農産物も扱っており集荷、運搬の拠点とするために、申請地の農業用倉庫を利用し、併せて資材置場を整備しようとすることから、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。なお、農業用倉庫は平成15年に手続きを経ずに建築していたことから、今回追認で申請するもので、申請地の北側は県道、畑に、東側は畑、里道に、南側は雑種地に、西側は市道に接しています。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ、日照・通風等については、緩衝地を設けるので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号2 番です。関連資料は32 分から37 分になります。

申請人は、知覧町〇〇の農事組合法人〇〇〇〇で、申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 1,321 ㎡で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の農事組合法人であり、茶工場の生産ラインが新しくなったのに伴い、申請地に製品貯蔵用倉庫を建築し、併せて関係車両の駐車場として利用しようとすることから、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。申請地の北側は茶工場敷地に、東側は市道に、南側は畑に、西側は山林に接しており、1.5m程度の盛土を行うが土留め工事をするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、日照・通風等については建築物の高さを抑制するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号1 番2 番の用途区分変更につきましては、申請目的が、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから、やむを得ない変更であると判断されます。既存の農業用倉庫及び茶工場に接続

している必要があることから、代替地の検討はしていないとのことです。
なお、2件とも同時に5条転用許可申請がなされております。
以上で補足説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

本木下委員 審議番号1番ですが、農業用倉庫ですが30ページのところで、県道からの入り口ということであがっているのですけれども、ここは段があるみたいなのですが、造成し低くするということですか。

農地係長 倉庫が建っている所は、西側から入れるようになっています。県道側は段差がありますので、その状態で資材置き場として使うということです。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第6号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第6 議案第7号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。39条の3条所有権移転10件でございます。
譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請で、地目の内訳は、田3筆 2,931㎡、畑9筆 8,333㎡の合計12筆 11,264㎡で、理由につきましては、規模拡大9件、受贈1件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては畑が 160 千円から 10,130 千円です。ただいまの 10,130 千円の案件は、39 ㍿の審議番号 3 番の畑 1 筆 987 m²で 10,000 千円の取引価格でございます。

10 a 当たりの取引価格の平均としましては、畑 294 千円で地域別では、顚娃地域 2 件、知覧地域 3 件、川辺地域 5 件です。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました 40 ㍿～47 ㍿の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 7 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 7 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 8 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から報告をお願いします。東垂水美智子委員をお願いします。

東垂水美智子委員

報告いたします。49 ㍿の審議番号 1 番です。関連資料は 50 ㍿から 54 ㍿になります。

譲受人は、指宿市の〇〇〇〇さん、譲渡人は、顚娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、顚娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 2,217 m²で、〇〇〇自治会に位置し、申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振用途区

分変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、今市委員お願いします。

今市委員 報告いたします。審議番号2番です。関連資料は55頁から58頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん御夫婦、譲渡人は、福岡市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 91 m²及び〇〇〇〇番、畑 128 m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住する会社員夫婦であり、借家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、東側に隣接する譲渡人所有の宅地1筆と一体利用で一般住宅を建築しようとするもので、土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、東垂水美智子委員お願いします。

東垂水美智子委員

報告いたします。審議番号3番です。関連資料は59頁から64頁になります。

譲受人は、知覧町〇〇の農事組合法人〇〇〇〇、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畑 1,321 m²で、〇〇〇自治会に位置し、申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振用途区分変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号１番と３番の農地区分に応じた許可基準につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地域内にある農地であり、転用目的が、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

審議番号２番につきましては、他のいずれの要件にも該当せず、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第２種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

以上のことから、申請がなされた３件の転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

なお、審議番号１番、３番は、農用地域内農地に区分されるため、農振用途区分変更の認可見込みの段階で、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第８号 農地法第５条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、所有権移転設定の１件については、申請どおり許可し、２件については県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第８号に係る案件については、所有権移転設定の１件については、申請どおり許可し、２件については県農業会議へ意見聴取することにするに決定されました。

議 長 次に、日程第８ 議案第９号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

説明いたします。67 ㊦をご覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は、兵庫県〇〇市の〇〇〇〇さん、譲受人は、額娃町〇〇の有限会社〇〇〇〇外 2 件で、畑 11 筆 14,351 m²で、理由につきましては、規模拡大 3 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては畑が 30 千円から 270 千円です。

10 a 当たりの取引価格の平均としましては、畑が 124 千円で、地域別では、額娃地域 3 件です。

続きまして、69 ㊦～95 ㊦の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 181 件で、設定面積は、田 110 筆 88,713 m²、畑 181 筆 207,024 m²の合計 291 筆 295,737 m²で、額娃地域 56 件、知覧地域 17 件、川辺地域 109 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が 13 件、設定面積は、田 12 筆 14,478 m²、畑 6 筆 11,636 m²の合計 18 筆 26,114 m²で、額娃地域 1 件、知覧地域 1 件、川辺地域 11 件となっております。

続きまして、97 ㊦～105 ㊦の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 54 件で、設定面積は、田 39 筆 23,896 m²、畑 57 筆 54,735 m²の合計 96 筆 78,631 m²で、額娃地域 30 件、知覧地域 15 件、川辺地域 10 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が 5 件、設定面積は、田 1 筆 602 m²、畑 8 筆 6,984 m²の合計 9 筆 7,586 m²で、額娃地域 1 件、川辺地域 4 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が 87 番、〇〇委員が 164 番～167 番、〇〇委員が 180 番、使用貸借利用権設定のうち、〇〇委員が 53 番～55 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第9号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件、賃貸借利用権設定と使用貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第9号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(3人 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第9号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

(3人 入室)

議 長 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。議案第9号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されまし

た。

議長 次に、日程第9 議案第10号 南九州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の承認についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 議案書107号からになります。南九州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について説明いたします。

農業委員会等に関する法律第7条第1項において、農地等の利用の最適化の推進に関する目標と推進方法を指針として定めるよう規定されており、この指針を策定することは、農地利用最適化交付金の実施要件にもなっており、前は令和3年2月に作成し、3年ごとに見直しを行うよう規定されておりますが、今年4月1日施行の法改正等を踏まえ修正しましたので、本日、見直し案をお示しするところであります。

今回の策定にあたり、農政課と協議を行い、1担い手への農地利用の集積・集約について、2遊休農地の発生防止・解消について、3新規参入の促進についての3項目についてその目標を設定しました。

108号の1担い手への農地利用の集積・集約については、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理機構等との連携、農地の利用調整と利用権設定、農地の所有者等を確知することができない農地については公示手続きを経て農地中間管理機構を活用し、78%の目標を達成できるように記載しております。

次頁の2遊休農地の発生防止・解消につきましては、農地の利用状況調査と利用意向調査の実施、農地中間管理機構との連携、非農地判断等で目標4.5%を達成できるよう記載しております。

次頁の3新規参入の促進については、関係機関と連携、新規就農フェアへの参加、企業参入の推進、農業委員会のフォローアップ活動により、目標年度には新規参入者個人37人と3法人を確保するよう目標を設定しました。

なお、策定にあたり、国から策定案が示されており、この案をベースにし本市の指針を策定しており、今後、この目標に向かって協力しながら活動を展開することになりますので、よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

本木下委員 地域計画については、令和7年までに作らないといけないのですよね。

農政係長 令和7年3月までに全地域で作成しないといけないことになっています。

本木下委員 これは関係機関と連携して作るのですよね。

農政係長 本来は委員が一筆ごとに将来この農地をどうするのか聞くことになっていますが、今年モデル地区を設定してやっていますが、今後どういう進め方がいいのかを農政課と協議しています。決まり次第、御報告します。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、意見がありませんので、採決いたします。
議案第10号 南九州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の承認については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第10号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、日程第10 令和5年度農業委員会総会等開催計画についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農政係長 議案書は112頁になります。
4月以降の転用調査や総会等の日程につきまして、別紙のとおり計画しており、総会につきましては、農業委員の皆様は毎月のお出席、推進委員の皆様は2か月に1回、偶数月のお出席となります。
なお、今年は委員改選がございますので、推進委員の委嘱状交付式を7月総会で行いますので7月総会には推進委員のお出席も予定しています。
また、113頁には6月までの農業委員による農地転用等現地調査の輪番表を添付しておりますので、皆様日程の確保方、よろしくお願い致します。
以上でお知らせを終わります。

議 長 只今事務局から説明のありました件について、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 特にないようでございますので、この開催計画に基づき、日程確保等をお願いします。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

農政係長 (農作業標準賃金について)

農 地 係 (下限面積の廃止について)

今後は 30a を基準にして、「5 年以上継続して耕作する旨の誓約書」及び「営農計画書」の提出を求めていく。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 5 年第 2 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後 3 時 15 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長

会議録署名委員 12 番

会議録署名委員 14 番
